

第4回東日本大震災の復興施策の総括に 関するワーキンググループ

応急仮設住宅の整備について

令和元年9月30日



Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

応急仮設住宅の整備をめぐる課題

〔制度の概要〕

- 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）に基づき、住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できないものに対し、簡単な住宅を建設し、一時的な住居の安定を図るもの。
- 災害発生時には、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型仮設住宅の建設、借上型仮設住宅の供与を実施することとされている。

〔発災時の取組〕

- 建設型の応急仮設住宅については、3年半ばには着工が開始され、1か月後には住宅が完成し、入居が開始、最終的に約5万戸を建設した。
- 借上げ型応急仮設住宅についても、3月より協力要請を行い、最大で約7万戸が入居。

〔教訓〕

建設型

建設用地の確保

- 平地での用地確保
- 用地の確保体制

資材の確保

- 地域特性への対応

建設事業者の選定

- 地元雇用の創出、質のばらつき

建設戸数の把握

- 必要戸数とその合計の確定
- 民間賃貸住宅の活用と役割の整理

借上型

活用可能戸数の把握

- 空き家情報の進捗管理

関係団体との連携

- 借上げ時の不動産業者や地方公共団体との役割分担

- 東日本大震災における仮設住宅の供給においては、地震・津波による大規模な被災によって、応急仮設住宅の建設用地・供給体制の確保に困難が生じたほか、借上げ型仮設住宅が初めて大規模に活用されたが、仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる際に地方公共団体と不動産業者との間でルールが明確にされていなかった等の課題があった。
- これらの教訓を踏まえ、その後の災害の対応では、東日本大震災の被災地からも応急仮設住宅の供給ノウハウを持った職員が業務・助言を行ったほか、賃貸・不動産関係団体が迅速に現地入りして被災自治体に対し、情報提供や技術的支援等を行うことにより、仮設住宅の供給が迅速化・円滑化している。また、被災自治体が応急仮設住宅の建設用地のリストアップを予め行っていたため、用地選定等の検討作業が円滑化している。
(平成30年7月豪雨)
- 引き続き、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を念頭に、応急的な住まいの確保に関する取り組みを進める必要がある。